

# 福生市教育委員会会議録

平成 25 年第 7 回定例会

- 1 開催年月日 平成 25 年 7 月 26 日 (金)
- 2 開始時刻 午前 10 時 00 分
- 3 終了時刻 午前 11 時 14 分
- 4 場 所 第二棟 4 階 第 1 委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 平 野 裕 子  
委員長職務代理者 加 藤 美 子  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 徳 永 喜 昭  
教 育 長 川 越 孝 洋
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 参 事 小 沼 孝 行  
庶 務 課 長 高 木 裕  
学 校 給 食 課 長 鳥 越 裕 之  
生涯学習推進課長 笹 本 幸 三  
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭  
公 民 館 長 高 橋 清 樹  
図 書 館 長 島 弘  
主 幹 浅 野 正 道  
教育センター主幹 萩 原 晴 男
- 8 傍 聴 人 なし

(裏面に続く)

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 47 号 平成 26 年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 日程第 4 報告第 45 号 平成 25 年度スプリングスクール実施報告について
- 日程第 5 報告第 46 号 平成 24 年度福生市学校給食会計収支決算書について
- 日程第 6 報告第 47 号 熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者募集要項及び管理運営業務基準等について
- 日程第 7 報告第 48 号 福生市民会館の指定管理者募集要項及び管理運営業務基準等について
- 日程第 8 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただいまから平成25年第7回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤美子委員、徳永喜昭委員の両名を署名委員として指名いたします。よろしく願いいたします。

次に、日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 改めまして、おはようございます。本日も定例会にお出掛けをいただきまして、ありがとうございます。このところ御出席をいただく機会が大変多くなっておりまして、恐縮に存じるところでございます。

さて、小・中学校も夏休みに入りまして、児童・生徒にとりましては安全を基軸とした充実した日々になるよう祈っているところでございます。このところ、全国的な報道で知る限りではございますが、子ども自身が命を軽視した事案だとか、あるいは教師による不適切な発言によりまして、いじめ問題を引き起こしてしまったり、あるいは児童・生徒の登下校の安全につきましても、障害が多いような事案等が発生をしております。子どもたちを取り巻く社会状況は、相変わらず課題の尽きない状況でございます。日々子どもの命を預かるという責任がどういうことなのかということ、校長ともども私ども事務局におきましても自覚を持ち、厳しく職務に当たっていかねばならないといった意味で、予防の万全を図ってまいりたいというところで全力を傾注しているところでございます。是非今後におきましても、本市の中で子どもたちが安心、安全の中で社会総ぐるみで子どもたちが育っていけるよう、尽くしてまいりたいと思っております。

さて、本日レジュメを用意させていただきましたが、順に少しだけお話をさせていただければと存じます。まず、熱中症予防ということでございますが、夏休みに入りましてちょっと天候不順で、若干気温が低めの推移でございますが、やがては猛暑もやってこようかと思えます。特に中学校における部活動等のことが心配されるわけでございますが、学校に対しまして予防につきまして啓発をしているところでございます。

それから、特記案件のところ、ふっさっ子未来会議をいよいよスター

トさせていただいたところでございます。委員の皆様にも御出席をいただきまして、各界各層の方々からさまざまな貴重な意見を賜る機会と認識しているところでございます。いま一度、この会議の大切なことは、課題認識をきちんと共有するというところでございまして、何ができているとか、何をやっているということではなくて、それに対してどういう課題を持っていて、今後子どもたちの成長や変容に関わって、全ての関わっていただいている方が効力感を持って取り組んでいただけるよう、その会議の方向性をつけていければと思っているところでございまして、具体的には国や都の動向をにらみながら、しっかりと本市の子どもたちの確実な実質的な成長となるような話し合いを今後も続けていきたいと思っておりますので、大所高所からの御支援、御助言をよろしくお願い申し上げます。

それから、次に国の動きでございますが、御案内のとおり、いじめ防止対策推進法が制定されたところでございます。後ほど協議会におきまして、指導室から詳しい御説明をいたしますが、学校に課せられることと、私ども教育委員会に課せられることが、それぞれ示されております。国のこの制定を受けまして、東京都からも通知が来ておりまして、遺漏のない準備をするようにと指示がございまして、本市といたしましても、特に学校に対しまして、この法律の趣旨に沿って子どもたちのいじめについての防止が徹底できるよう努めてまいりたいと思っております。

それから、次でございますが、6月29日には市内の小・中学校の教育活動発表会を行わせていただいたところでございます。当日は、御登壇いただき発表いただいた校長先生方や、あるいは保護者、地域の代表の方々が、日頃の教育の実践についてお話をいただいたところでございます。発表会では、実質的に今行っていることを発表いただいて、大変盛り上がった、内容の濃い発表会になったと思っております。来場いただいた方々の感想を、私も一通り目を通させていただきまして、今後に向けて、管理職の発表だけではなくて、教員の発表にしたいということや、あるいは連携と一貫の違いといった課題が見えてきたと思っております。また当日の出席の方々の数等からも、今後の改善への道筋が見えてきたとも思っておるところでございます。ただ、いまさらではございますが、こういった教育活動におけます行政と現場の情報の共有や提供を市民に発するということにつきまして、大きく前進していることには違いないと思っておりますので、私どもはそういった自覚のもと、継続的な努力が必要ということで、今後もさまざまな場面を捉えて情報の提供に努め、福生市の教育

に対する信頼を高めていきたいと考えておるところでございます。

それから、次でございますが、市教委の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価についてでございます。例年どおりこの時期に実施しているところではございますが、市教委の取り組む事業に対する外部有識者による評価につきましては、先に委員会で御承認いただきました辻野具成氏、そして岩崎久美子氏、両氏にお出かけをいただきまして、市教委で自己評価をいたしました評価書をもとに調査等の御審議をいただいたところでございます。今月下旬には、両氏の評価意見書を提出いただきまして、最終的な市教委の点検評価書としてまとめ、後日の教育委員会にお諮りをしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、学校関係のところでございますが、それぞれの行事にお出かけをいただき、本当にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。私どもの施策の方向性としての一環でございまして、7月23日には文部科学省から職員の方々に来ていただきまして、「地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度等の活用」について御講演をいただいたところでございます。また、先行している自治体からも、その中心になっている方に来ていただきまして、いかにして学校を地域とともにあるという形で推進していくかといった具体的な発表もいただいたところでございます。平野委員長にも御参加をいただきまして、今後の本市の方向性として大変示唆的であったと思っているところでございます。学校の職員だけではなくて、学校支援地域組織のコーディネーターの方々をはじめ、地域の方々が多数参加をいただきましたことは大変心強い限りでございます。生涯学習推進課といたしましても、この事業を大変重要なテーマとして捉え、推進をしているところございまして、今後ともまたよろしくお願い申し上げたいと存じます。

それから、社会教育関係でございますが、海外派遣の激励会には、委員長にも御出席をいただきまして激励をいただいたところでございます。7月24日に派遣生12名が予定どおり出発をいたしまして、毎日、福生市ホームページで御覧いただいているかと存じますが、子どもたちも元気に、随員の職員も元気に過ごしているということで、計画どおり充実した予定を済ませ、また一回りも二回りも大きくなった子どもたちの姿を見ることを楽しみにしているところでございます。

それから、諸会議のところでございますが、東京都市教育長会の研修会が7月24日に行われました。平野委員長にもお出かけいただきまして、明

治大学の齋藤孝先生の御講演でございました。学校における大変実践的な内容であったということでございますけれども、心に軸を持つ精神文化の必要性を説かれておられました。私も大変共鳴をいたしたところでございます。そういったところでは、子どもたちの軸となる、やはり支えとなる、そういう精神文化といったような必要性を改めて感じたところでございまして、今後に活かしてまいりたいと思っているところでございます。本日もたくさんの案件がございしますが、どうぞ御審議よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第47号、平成26年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、日程第3、議案第47号、平成26年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、平成26年度に使用する福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要がありますことから、特別支援学級教科用図書調査委員会において調査研究し、次のとおり報告がございました。

採択の原則といたしまして、小・中学校の特別支援学級において特別の教育課程を編成している場合、学校教育法制定附則第9条、同法施行規則第131条第2項及び第139条の規定により、特別支援学級教科用図書の採択に当たりましては、それぞれの学校で当該学年の決定済みの教科用図書を使用することが児童・生徒に適切でないと判断された場合、当該学校の設置者の定めるところにより他の適切な教科用図書を使用することができることとなっております。

教科用図書の調査に当たりましては、特別支援教育に関して専門的な知識を有しております教員が教科用図書調査委員会の委員となり、特別支援学級担任の教員と意見交換をしながら、それぞれの学級の在籍児童・生徒の状況に応じて作成いたしました指導計画に基づいて調査を行っております。特別支援学級教科用図書調査委員会での調査結果により報告されまし

た福生第一小学校「ひまわり学級」、福生第二小学校「くまがわ学級」、福生第一中学校「8組」の各学級で使用予定教科書とする教科用図書につきまして、資料にお示しをさせていただきます。これらの教科用図書ですが、文部科学省が特別支援学級において教科用図書として使用することを許可した図書として、学校教育法制定附則第9条に示しているものの中から、各学校、学級が選定したものでございます。それぞれの学級の在籍児童・生徒の個別指導計画を持ちまして、基本的にそれぞれの学級が選択いたしました教科用図書を選択することが重要であると考えています。教科用図書の給与は、原則として1教科につき1学年1種類となっておりますが、児童・生徒の障害等の程度に著しい差があり、個別指導等を行う場合は、区市町村教育委員会の責任で判断することとされております。

なお、参考資料といたしまして、平成25年度特別支援学級、各学級で使用しております教科用図書のリストを添付いたしました。

以上、教育委員の皆様には御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質問ではないのですけれども、平成25年度使用までの教科書におきましては、本当に各学級でお子さんにふさわしい教科用図書を選んでいただいたにもかかわらず、絶版であったり数が足りなかったり、最近トラブルがすごく多かったように思います。来年度はそのようなことがないことを祈って、子どもたちにふさわしい教科書を届けてあげたいと思います。

ほかにございますか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。平成26年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択については、ただいま説明のあった教科用図書を使用するものとして採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認め、平成26年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択については、議案の教科用図書を使用するものとして採択することにいたしました。

事務局より確認をお願いいたします。

主幹 福生第一小学校「ひまわり学級」でございますが、国語、戸田デザイン研究室、こぐま社、講談社、偕成社から2種、同成社。書写、太郎次郎社

から5種。社会、福音館書店、童心社、小学館、永岡書店。算数、あかね書房、同成社から2種、むぎ書房から2種、民衆社から2種。理科、小峰書店、世界文化社から3種。生活、福音館書店、玉川大学出版部。音楽、グランママ社。図画工作、東京書店。家庭、偕成社から2種。保健、偕成社から2種、フレーベル館、大日本図書。

続きまして、福生第二小学校「くまがわ学級」でございます。国語、三省堂、学習研究社、講談社、東洋館出版。書写、太郎次郎社から4種、あかね書房から2種、くもん出版。社会、教育出版、フレーベル館、福音館書店、小学館から2種。地図、帝国書院。算数、東京書籍、福音館書店から2種、東洋館出版、くもん出版。理科、大日本図書、小学館から2種、学研マーケティング、フレーベル館。生活、世界文化社から2種。音楽、教育芸術社。図画工作、開隆堂出版。家庭、金の星社、文化出版局。保健、金の星社、全日本手をつなぐ育成会、偕成社、フレーベル館。

次に、福生第一中学校「8組」でございます。国語、東京書籍、東洋館出版、講談社。書写、太郎次郎社。社会、帝国書院、東洋館出版、ニチブン。数学、教育出版、東洋館出版、偕成社。理科、誠文堂新光。音楽、東京書籍、教育芸術社から2種。美術、山と溪谷社、小峰書店、さ・え・ら書房。保健体育、みらい。技術家庭、文化出版局。外国語英語、三省堂。

以上でございます。

委員長 内容を確認いたしました。

以上で議案第47号、平成26年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についての審議を終わります。

次に、日程第4、報告第45号、平成25年度スプリングスクール実施報告についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第4、報告第45号、平成25年度スプリングスクール実施報告につきまして報告させていただきます。

本年度の実施概要として、期日、実施場所、活動内容、学習状況調査結果、生徒アンケート結果を示させていただきます。学習状況調査は、国語、数学で、標準学力検査、教研式CRT検査を使用し調査しました。結果については、平均得点率で表示しております。平均得点率の算出であります。国語については5つの観点をそれぞれ、数学は4つの観点をそれぞれで、設問数に対する正答数を百分率で算出し、観点別の得点率を求めています。さらに、それぞれの観点別正答率の平均得点率が、ここに示



されておりますところの平均得点率でございます。中学校別、出身小学校別、福生市平均、全国平均を記載いたしました。中学校区におけるデータと、その学区内における小学校個別の平均得点率において、いかばかりか差のある学区が見られます。平均のデータにつきましては、ごく一般的な考査におけるところの平均点と同様のものにおいて差異を算出するよう、今提示を求めております。一般的な平均値の概念に異なるということで、改めてこの教育委員会の席で、新たな数値につきまして御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

生徒アンケート結果については、肯定的な回答であるA及びBと回答した生徒数につきまして、平成24年度と平成25年度の結果を併記させていただきました。アンケート結果について見てみますと、記述欄にはスプリングスクールに好印象を抱き、その成果を陳述する生徒ばかりでした。しかし、四肢択一の回答項目では、学習がおもしろいと感じることができた、中学校での学習の仕方がわかった、家庭での学習の仕方がわかった、スプリングスクールに来てよかったという4項目について、前年度に比べて減少していることがわかります。中学校ごとのデータに当たっていきますと、第1学年職員の多くが異動した学校におきまして、全項目において数値の低下が見られました。

平成20年4月の本事業開設時に確認されているところの一つ目、中学校入学時の時期を捉え、宿泊を伴う学習を通して自ら学び、自ら考える力の基礎となる望ましい学習習慣、生活習慣を身につけさせること。二つ目、宿泊を伴う学習を通して生徒同士や生徒と教員との人間関係を育み、中学校生活への早期適応を図り、自他を大切にしたい望ましい集団生活を送る力を身につけさせるという二つの狙いを、指導する教員が共通理解し実践することの徹底が今後の課題と把握しております。今後2学期に予定されているスプリングスクール実施協議会において、評価と改善の対策を講じるとともに、各校の来年度実施案に十分に反映させていただくつもりで現在取り組んでおります。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございますか。

加藤委員 スプリングスクールの成果が出てきたと思いますが、特に、あまり学校では話せなかった友達と同じ部屋になってたくさん話せたとか、やはりいろいろな面での成果がアンケート等でよくわかった気がします。あと、国

語と数学のこの結果を見ますと、やはり国語が福生市は全国の平均点に非常に近いのに、数学のほうが劣っているようで、そして出身小学校別結果で、各小学校の能力がわかり、小学校によって違ってきているということがこの結果でわかりました。

ちょっとお伺いしたいのは、第一中学校の8組ですが、8組の生徒さんは、今年初めて1名参加されたのでしょうか。今まではそういうことはなかったのでしょうか。どのような状況だったか、お伺いしたいと思います。

参 事 昨年度までの記録を見ますと、8組生徒についての参加は記録がございませんでした。昨年度の記録においても、参加はゼロということで記載されておりまして、本年度1名が参加したということになります。

加 藤 委 員 その状況を、ちょっと教えていただけたらと思います。

参 事 その部分につきまして、私は一中に帯同させていただいた折ですけれども、集団の中で十分に活動しております。ただ、生活の中で出てきますところでは、お子さんの個の症状、夜の生活という部分では、個別で寝ることが十分できないので、引率の職員が同室で寝るという個別の対応をしたのですけれども、それ以外につきましては十分に集団の生活の中になじんでいたと私も見させていただいております。

加 藤 委 員 ありがとうございます。徐々に8組の生徒さんもこういうものに参加できたら非常にいいかなと思います。来年も一人でも増えればと思っておりますので、よろしく御指導お願いいたします。

委 員 長 ほかにございますか。

徳 永 委 員 教えてください。3点ほどあります。

まず、不参加の理由を知りたい。それが一つ目です。

二つ目は、学習状況調査の平均点はわかりましたけれども、ばらつきというか、分布はどうなっているのでしょうか。

それから、三つ目は生徒アンケートで数値の低下という指摘がありましたけれども、それをもう少し具体的な評価を、なぜそういうふうになったのかという評価を伺いたい。

参 事 一つ目ですけれども、これにつきましては身体的な特徴、健康状態です。さらに、不登校傾向を示す子どもということで報告を受けております。これが一つ目の不参加に関するお答えです。

二つ目です。分布につきましてですけれども、集団の分布が、若干平均点が分布としては左寄り、低めに設定されていますが、分布の形は全国の

平均とほぼ同等になっております。さらに、小学校、中学校ともなのですけれども、国語の学習内容でいうとどの部分であると、数学の部分でいうとどの部分であると、学校ごとに差はあるのですけれども、得点の領域においてウィークポイント、そういうような分布が幾つかの学校で見られました。

三つ目です。アンケートのデータが低下していることについて、もう少し細かく説明させていただきます。市内の一つの中学校におきましては、第1学年の職員構成が他の中学校から異動してきた職員によって構成される学年がありました。当該校においては、従前よりこのスプリングスクールの目的、意義について徹底を図り取り組んだところなのですけれども、十分な共通理解が、その部分で至らないところがあったということです。スプリングスクールにかかわらず、他の行事においても十分にこれから懸念されることであり、これからもその部分も含めて、学校のよき習い、よき伝統、そういうものを十分に踏まえつつ、他の職員と情報を共有し、行事の大きな成果が得られるような取組を当該校には指摘をしております。

徳永委員 ありがとうございました。

委員長 徳永委員、よろしいですか。

教 育 長 補足をいたします。

この学習状況の調査についてでございますが、これは当初から中学校での学習状況のスタートを確認しようと、つまり、小学校の学習内容がどこまで身につけているのかということ、きちんと小学校資料と中学校で、そして小学校側にこのデータを提示して、子どもたちが学習の單元ごとに未習得な部分がないのかどうか。委員御指摘のように、その分布がどういうふうな割合となって、未習得な部分の子どもたちの割合になっているのかといったことを確認して、小・中学校で連携をしてといったところで、この活用を図ってまいりたいというところでございます。

ただ、私も3年ぶりに戻ってきました、この調査をしている会社が変わっていることや、さまざまなデータの活用について、若干課題を今持っております。どんな活用をしていくのかということをもとにした、やはり業者の選定や、アウトプットとして出てくる資料等の問題等がやはり関連してくるかなと思っておりまして、今回の状況を踏まえて少し課題認識を持っておりますので、次年度以降にそういった課題を改善してまいりべく生かしてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、分布があるならお示しして申し上げるのが筋かと思っておりますので、

その点事務局としては大変申し訳なく存じます。

それから、このスプリングスクールの実施場所でございますが、高尾の森わくわくビレッジというところで実施をさせていただいておりますが、ここの予約の仕方が再来年度から変わるということになっておりまして、指定管理者で東京都から受けて運営していますが、今私どもが実施しているこのスプリングスクールの時期に実施が難しいことも今後考えられますので、この実施の意義の検討を踏まえて、また学校と意見調整しながら、本事業については検討してまいらなければならない時期に来ているかということも併せて御報告申し上げます。

委員 長 徳永委員、よろしいですか。

徳永委員 はい。

委員 長 私からも1点質問させていただきます。

徳永委員からも不参加者の理由について御質問がありましたけれども、第一中学校が11名、それと二中が5名、三中が1名となっています。ちなみに、昨年度は一中の欠席者が1名、それから二中が4名、三中が1名でした。先ほど学年や学年にわたるスプリングスクールの狙いとか意義とかが先生方のほうで伝達がされていなかったとか、目的が共有されていなかったというお話ありましたが、小学校と中学校の間でも、この先生方の意識の違いとか、認識の違いがもしかしてあったのかなというようなことを少し心配しましたが、小学校の先生方はこのスプリングスクールをどのように捉えていらっしゃるか御存じでしょうか。

参 事 各小学校におきましては、スプリングスクールの取組について十分に理解し、校長ともども中学校のスプリングスクールに直接足を運び、その活動状況を見るだけではなく、ともに指導に携わる、そういうような試みがされており、十分にこの目的については理解していただけていると考えております。

委員 長 全小学校7校の先生方がこのスプリングスクールを見学されたり、学習の支援をしてくださったりしているのですか。

主 幹 小学校の教員がスプリングスクールに参加しておりますのは、一中学区の二小と三小のみです。二中学区、三中学区は行っておりません。

委員 長 わかりました。私たち教育委員も何度か見学させていただいておりますけれども、小学校の先生にも是非現場を見ていただいて、中学へ送り出す生徒さんたちの指導に生かしていただけたらいいなど、これは個人的なものなのですが、そのように考ええています。

教 育 長 私のほうから少し補足をさせていただきます。

教員の意識はどうかということですが、これも当然意義や価値をどこまで踏まえてこの行事を推進できるかといったような点では、この時期に実施していますことから、中学校に入ってから子どもたちに、例えば不登校の傾向の子どもたち等を参加させるには、相当なやはりアプローチが必要であろうと。また、小学校から、6年生でいるときからここへ向けた、小中連携の中でそういう不参加になりそうな子どもたちへの声かけや、何らかの支援、配慮は必要なのかなと考えておまして、今委員長が御指摘のとおり、私どもとしてもそういった点を課題として認識しているところでございます。特に生徒アンケートのところを見ますと、ほとんど高い数値ではありますが、やはり勉強の仕方や、学習がおもしろいと感じることができたかということについて、かなり厳しいデータであると認識しております。

このスプリングスクールは、一つの目的としては、中学校の学習を気持ちよくスタートさせて、寝食をともにする教員との間でさまざまにわからないところを聞ける関係ですとか、子どもたちにとって少し主体的な学習態度を身につけようと、あるいは学習習慣、生活習慣とあわせて、こういった学習に対する前向きなところを引き出していこうということも、かなり大きなウエイトを占めておりますので、こういった結果を真摯に捉えますと、課題、目的意識という意味では、やはり課題があるかと考えますし、先ほど参事が説明しておりましたように、やはり転勤して間もない先生方がこの事業に参加をするといったような校内事情等もございますので、そういった点を含めて、また学校長ともどもこのスプリングスクールの実行委員会というものを組織しておりますので、そんな中で御指摘の点等を含めて、また改善へ向けて検討してまいるという課題認識でございます。

委 員 長 福生市は小中連携、一貫ということで、15歳の学力と進路を保障するという、これは共通の目標ですから、それに向かって特に6年生から中学1年に上がる、この連携をととても大切にしたいと思っておりますので、またその辺りをよろしく御指導のほどお願いしたいと思っております。

ほかにもございますか。

徳 永 委 員 繰り返しになってしまうかもしれませんが、このアンケートのスプリングスクールについての一番下の「スプリングスクールに来てよかった（全体的に）」というところで、94.7%から85.8%まで、1～2%の差なら有意な差があるとは思えないけれども、10ポイント近く落ちているという

のはちょっと気になったので先ほどの質問になったのですけれども、もう一度伺いますけれども、その点はどのように評価されていますか。

参事 スプリングスクールにつきましてではなくて、日頃の全ての教育活動の成果がここに表れていると思っております。実際には1カ月の中での成果という形になってまいりますけれども、これから先、学習を含めまして全てのところでどのように取り組むのか。スプリングスクールは校内学習の延長上にあるものという捉え方で行っておりますので、そのことも含めまして来年度、どのように入学から子どもたちに意識づけをしていくか、そしてこのスプリングスクールについて成果をどのように意図的に子どもたちに自覚させるか、そのようなことも含めまして来年度の実施計画に盛り込んでいきたいと捉えております。

委員長 徳永委員、よろしいですか。

徳永委員 はい。

渡辺委員 主な活動内容というところが、目的と捉えますと、学習面での目的達成ができていたのかなと、数字だけを見てしまうと疑問に感じてしまいます。是非来年はそんなことがないようにお願いしたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

加藤委員 24年と25年を比べますと、25年のほうがちょっと低下ということですが、私は逆に学習面だけを捉えるのではなくて、やっぱり生活面のほうに重点を置いていったほうがいいのではないのかと思います。

委員長 ほかにございますか。

今までこのスプリングスクールの実施報告を受けて、このようにたくさん協議したことはなかったように思いますけれども、今回の実施報告書が、これからの福生の教育を考えると、また小中連携、一貫を考えると、何かとてもたくさんの課題が見えてきたように思います。この結果を本当に重要に捉えて、次回につなげて行っていただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第45号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第45号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第5、報告第46号、平成24年度福生市学校給食会計収支決算

書についてを議題といたします。

学習給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、日程第5、報告第46号、平成24年度福生市学校給食会計収支決算について御報告いたします。

福生市学校給食センター運営審議会委員から選任されております監査委員による監査を平成25年6月21日に行い、平成25年7月24日に開催されました福生市学校給食センター運営審議会において、平成24年度福生市学校給食会計収支決算につきまして御承認をいただきましたので、教育委員会に御報告申し上げるものでございます。

次に、決算書の内容を説明させていただきます。それでは、収入の部につきまして説明いたします。科目の児童給食費は、児童の給食費で、調定額1億1,149万100円、収入済額は1億1,042万6,800円で、収入未済額は106万3,300円でございます。収入未済額の前年度比は2万3,222円の減少でございますが、収入率は99.05%で0.01%増でございました。なお、未納世帯数は36世帯、前年度比で4世帯の減、未納者数が48人で、前年度比1名の減でございます。

教職員給食費は、教職員や給食センター職員の給食費で、調定額1,167万4,070円に対しまして、収納率は100%でございましたので、収入済額は調定額どおりでございます。収入未済額もございません。なお、収入済額を前年度と比較いたしますと85万910円の増でございます。これは、学校に配属されております講師及び給食センターの職員が21名ほど増えましたことから、増となりました。

次に、過年度分給食費は、平成21年度から平成23年度の収入未済額のうち平成24年度におきまして収入となった額でございます。調定額が211万9,102円で、収入済額は75万6,972円で、前年度比10万738円の減でございます。収入未済額は136万2,130円、前年度比12万146円の増でございます。

法的措置について御報告申し上げます。法的措置をとることにより一時的に効果がございましたが、実は大分効果が下がってきたという状況がございます。収入未済額につきましても、80万近くあったものが20万台にまで近年では下がっておりまして、より収納しづらい人が残ってきているという状況がございます。また、法的措置のほかに、もう一手を加えないと、この部分についてさらに進歩がないという状況が、今回見えてきたと思っています。これは、収入未済額の部分のところの滞納者も法的措置の段階で対応しておりまして、ほかの手立てをもって手厚く対応しないと、さら

にもう一步進めることができないような状況があるということでございます。

それと、法的措置につきましては、実は今年取り組んだものが今年中に完結するというような状況ではございませんで、過年度分に結果が出てくる傾向があり、長期化する傾向もございますので、その辺も含めまして、現年度分の対応を含めましてもう一手を加えないと、さらなる収納率のアップということには、つながらない状況かという判断をさせていただきました。

次に、牛乳費でございます。牛乳費は、牛乳に対する市からの補助金でございます。牛乳単価の3%に相当する額で、収入済額が65万2,024円、前年度比で2万9,710円の増でございます。これは、牛乳の実施回数の増によるものでございます。

雑収入は、貯金利息、廃油の売払い、試食会等の臨時の負担金でございます。

繰越金は、前年度からの繰越金で、260万7,751円でございます。144万1,936円の増でございます。

以上、収入合計は、調定額1億2,863万3,914円、収入済額は1億2,620万8,484円で、収入未済額は242万5,430円でございます。児童数の減少により4,000食余り食数の減少がありましたが、職員給食費、繰越金の増により、調定額全体で申しますと、ほぼ23年度と同様の額でございました。

次に、支出の部でございます。主食費は、パンと米飯に要する経費でございますが、主食費の予算額に書いてある数字1億2,524万3,000円は副食費と牛乳費を含む予算額でございますので、御注意をお願いいたします。主食費の支出済額は1,858万3,184円でございます。前年度比220万406円の減でございます。これは、平成23年度まで主食を、麺類を含んだ金額としておりましたが、現在米飯の実施回数が基準値として課題になっておりますことから、このことに基づきます経費につきましても分類を、麺類を除いたパンと米飯という形にさせていただきましたので、その分が減になったことが主な理由でございます。

平成24年度の決算から、主食費から麺を除きましたので、副食費のほうに含むようになったわけでございます。これにより、副食費の支出済額が前年度比で235万8,243円の増になっております。副食費は、野菜、果物、魚、肉、調味料、今申した麺類が新たに加わった支出額でございます。支出済額は8,136万1,310円でございます。



牛乳費は牛乳代で2,526万5,801円、前年度比135万1,715円の増でございます。主な理由は、単価の値上げもございますが、提供本数の増によるもので、2万1,847本の増加をしております。これは、平成23年度震災により、一時的に4月に牛乳の提供が減少しておりましたが、平成24年度に通常に戻ったということも含めまして増になっているわけでございます。

次に、予備費でございます。これは、科目存置的な位置づけでございます。支出はございませんでした。

以上、支出額合計が1億2,521万295円、前年度比150万9,552円の増でございます。これは、通常の給食を実施した形になりましたものですから、少し23年度より多くなっております。

次に、収支差引残金でございます。つまり、平成25年度への繰越金でございますが、収入済額合計から支出済額合計を差し引いた99万8,189円でございます。前年度比160万9,562円の減額でございます。理由でございますが、単年度収入より単年度支出が上回っておりまして、不足を繰越金から充当するような形になっています。この理由でございますが、平成24年度は23年度から始めました郷土料理という取組も行っておりまして、また旬の食材を多く使うという考え方がございまして、食育の一環ということで、実ははしりの品物をかなり使ったということがございまして、高いものを使っていたというのが大きな要因になっているかなと思います。

次に、参考資料でございまして、学校別の収納状況でございます。前年度に比較しますと、収納率が向上した学校は一小、二小、三小、五小、六小の5校で、未納者数が8人減少いたしました。逆に四小と七小の収納率が低下しまして、未納者数が7人増加しております。差し引き全体で申しますと1名減になっております。

なお、ここで決算に伴いまして、一部情報提供というか、御相談がございます。給食費の改定についてでございます。現行の給食費は、平成20年度に改正をしたものが今に至っているものでございまして、そのときの運営審議会において答申の中で意見をいただいております。おおむね5年で見直しをしていきたいと思いますという意見が答申の中にございました。そうしますと、本来でしたら昨年検討に当たり、今年新たな給食費で実施をするという状況がございますが、実は消費税の値上げの関係が26年度に見えておりましたので、もう一年繰越金などの全体を見まして

先送りにしたという経過がございます。ですので、今年度給食費の見直しをさせていただいて、次回の協議会においては提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

細かい説明等どうもありがとうございました。その中で、大体職員の方の御苦勞で未収納率というのも下がってきて、大分額も減ってきた、人数も減ってきているようですが、先ほど法的な手立てだけでは、もうこれで精いっぱい、あともう一步違う方法をとということをおっしゃっていましたけれども、それはやはり職員の方がたびたび家庭訪問とか戸別訪問とかするような御苦勞をされるということでしょうか。

学校給食課長 法的な措置はかなりインパクトが強くて、現年度の収納率はずっと99%台を維持できるようになったので、その成果と考えています。個別の対応をしないといけない部分がありますのは、実は外国人の方の滞納が残っているという部分が見えてきています。法的な支援の申請をしない方の未納が実はかなり残っておりまして、滞納を見逃している部分です。収納できないという部分のかかなりの割合を占めているということが、ここで見えてきました。その方々に個別の相談業務的なようなところまでやらないと一步進まない。日本語で書いてある通知を出しても、読む方が読めないという状況がございます。これを英語にするとか、そういった工夫をしても、通知がありましたら払ってくださいというお知らせではないやり方をしないと、もう一步先には進まないのかなと思っています。

委員長 わかりました。ここでそういう現実が見えてきたというのは、やっぱりこれまで御苦勞されて集金していただいたということだと思っておりますけれども、やはり給食センターだけではなかなかできない状態というか、やはり先ほども教育長の話がありましたけれども、福祉だとか、ほかの部署とも連携してやっていかなければいけないというところもあるのでしょうか。

学校給食課長 まず初めに行政的なお話をさせていただくことになってしまうのですが、他の保育料とか、それから税につきましては一般会計に係る話ですが、あくまでも給食費につきましては私費、私の会計でございまして、税や保育料と同様に個人情報を確認することについては、同じ役所の中でも

制約がございます。徴収につきましても、税金は収納課で、年金の収納から保険料の収納まで一括管理をしていますが、その中に給食費を入れるわけにはいきません。

つまり、税とのシステムに給食費のシステムを載せて、それを見て確認するということにつきましては制約がございますので、リンクはしておりませんが、このことについては既に検討を行っているというふうに御理解をしていただきたいと思います。

委員長 では、学校給食課の職員の方が、今そのような御苦労してやってくさっているということですね。システムのことまでは、ちょっと私たちは存じませんが、本当によろしくお願ひしますということしか言えないですけれども、ありがとうございました。

ほかにございますか。

それから、先ほど給食費の見直しということがお話ありましたけれども、消費税の増税ということ、そのようなことも考えて、また今後の課題として、協議会の課題として入れていくものであれば、みんなで考えていきたいと思ひます。皆さん、それでよろしいですか。

学校給食課長 次回、今まで検討した給食費については御提案を申し上げて相談させていただきますので、よろしくどうぞお願ひしたいと思ひます。

委員長 そうですね。是非御説明願ひます。

ほかにございますか。

加藤委員 旬の食材を使っていたらということはいいのですが、やはりそれは価格が高くなってしまふのでしょうか。

学校給食課長 御指摘のとおりでございます。例えば果物で申しますと、メロンとかスイカなどもかなり早い時期、つまり旬という一番おいしい時期ではなくて、走りの時期に旬の食材や郷土料理ということで栄養士さんが出していたものですから高いものを使用していました。それを今回よく確認してみますと、簡単に申しますと、1切れ当たり30円で済むものが60円とか、倍の金額が必要なものを出していたということがありまして、これは運用上の問題ですが、栄養士さんの発案でメニューを考案していただきますが、そここのところまで気がつかないようでした。どうも価格的に見ると、おいしい時期ではない、固いものでも旬という形で使用し、食育的にはこのときですよという意味で行ってまいりました、それが理由として、多分大きな単価の違いになったということでもあります。

加藤委員 旬という、普通とれる時期、すごくとれるから安いという、それでおいしいというのが旬の食材だと思いますので、その辺もよく見ていただきたいと思います。

学校給食課長 御指摘のとおりで、今年からもう直ちにできるだけ変えるように、2学期からになりますが、1学期を見ていろいろ検討する中で気がついた点がございまして、2学期からはその辺のところは改正できるようにしていこうと思います。よろしくお願いします。

委員長 食育の一環で1年間を通していろいろ考えていらっしゃる上だと思えますけれども、ときにはちょっと加味した予算が必要なときもあるでしょうし、ときには一番おいしいもののほうが安くたくさん食べられるということもあるかもしれません。その辺、給食予算を考えながら栄養士さんとの連絡を密にして、よろしくお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

渡辺委員 牛乳費は、中学校も入っていますか。

学校給食課長 これは小学校だけでございます。

渡辺委員 中学校は、今は牛乳を出していないのでしょうか。

学校給食課長 中学校は実施をしておりますが、希望制という形になっております。年間で170回実施しています。年額8,000円をいただいて、その中で実施できる回数という形で行っております。

委員長 ほかにございせんか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第46号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第46号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第6、報告第47号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者募集要項及び管理運営業務基準等についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第6、報告第47号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者募集要項及び管理運営業務基準等につきまして説明を申し上げます。

6月10日の行政改革推進本部会議において、来年度からの指定管理者制度は継続し、さらなる市民サービスの向上、新たな事業展開を期待するた

め、公募による候補者を選定することが決定されました。したがって、本日お示しいたします募集要項等を作成し、事業者の募集を行ってまいりたいと考えております。なお、この募集要項等は前回の募集要項を基本に作成をいたしました。

それでは、はじめに募集要項（案）の説明を申し上げます。報告第47号資料1を御覧願います。まずは2ページ目でございますが、はじめに趣旨としまして、指定管理者導入についての経過や目的等を記載しております。

次に、1の対象施設として、熊川地域体育館、次の3ページにまいりまして、福生地域体育館の施設の概要を記載しております。

次の4ページは、2の指定管理者が行う管理基準には、施設管理運営業務に当たり、関連する法令、福生市体育館条例等に基づくこととし、休館日、開館時間等の4点を挙げております。

次に5ページは、3の指定管理者が行う業務の範囲として、体育館運営業務、施設管理業務、スポーツ事業に関する業務、非常時対応に関することなど業務の範囲を挙げております。詳細につきましては、管理運営業務基準の中に記載をしております。

次に6ページ、4は指定管理者が管理する期間、5は応募資格等で、応募者の資格、形態について記載しております。

7ページにまいりまして、6は応募に必要な書類として、指定管理者指定申請書（別記様式第1号）のほか、団体の概要、誓約書、提案書など様式第1号から様式第24号まででございます。

次に8ページ、7は応募の手続で、募集要項の配布期間、現地説明会の日時、募集要項等に関する質問の期間、応募書類の提出期間について記載しております。

次に9ページ、8は指定管理者候補者の選定方法等で、福生市指定管理者選定審査会要綱に基づき、第一次審査、第二次審査の2段階の公募型プロポーザル方式による選定方法といたしたいと考えております。

次に、10ページから12ページにかけての9の選定基準では、第一次審査の配分点合計を100点満点とし、（1）体育館運営上の基本方針、理念は適切か、（2）事業計画については、①施設運営の方針、次のページにまいりまして、②経営能力に関すること、③運営体制と組織等について、次の12ページでは、（3）収支計画等について提案をいただいたものの書類審査を行い、第二次審査については同じく配分点を100点満点とし、基本方針、事業計画、収支計画について、プレゼンテーションによる審査を

実施いたしたいと考えております。

次に、10の指定管理委託料については、（2）維持管理・運営経費に含まれる人件費、修繕費等の合計額から、次の13ページにございますが、

（3）の指定管理者の収入として見込まれる使用料金、独自事業収入等の合計額を減じた額を指定管理委託料として提案していただき、その額を毎年度予算の範囲内で支払いたいと考えております。

（5）の指定管理委託料の清算では、経営努力により生み出された余剰金については返還を求めないこと。また、不足額が生じた場合には、市は補填をしないこと。ただし、指定管理委託料のうち修繕に係る費用の執行額が年度上限額180万円、これは今まで4年間の平均額を参考に算出したしましたが、この基本金額に満たない場合は、その額を市に戻すことといたしたいと考えております。

次に、11は指定管理者と市の役割分担の考え方で、施設の運營業務、主催事業、次の14ページにまいりまして、使用料金、修繕関係等について役割分担を挙げております。

次に15ページにまいりまして、12は指定管理者の指定、協定の締結について記載をいたしております。

次の13は、法令の遵守等についてでございます。

次に16ページ、14の公募スケジュールの予定でございますが、募集要項の配布期間として8月6日から23日、現地説明会を8月26日に、申請書の受付期間を9月18、19日、その後第一次審査、第二次審査を10月に、11月には候補者の決定、12月議会には議案として上程し、議決後には協定書の締結、そして来年の4月から業務の開始というようなスケジュールで予定したいと考えております。

次に17ページ、16の事業実施状況の監視等ではモニタリングの実施について挙げております。要項（案）については、以上でございます。

恐れ入りますが、もう一つの管理運營業務基準（案）をお願いいたします。1枚開いていただいて、2ページ目に、趣旨、考え等の記載がございます。この管理運營業務の基準につきましては、業務の内容及びその範囲について、先ほど要項のほうで御説明申し上げましたが、具体的に詳細を定めるものでございます。説明につきましては省略させていただきますので、後ほどお目通しいたきたいと存じます。

なお、この募集要項、管理運營業務基準につきましては、昨日の行政改革本部会議の中で、今月末の7月31日までに委員から御意見をいただくこ

ととなっております。御意見等がなければ、この内容のとおりとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、指定管理者の募集が始まるということですが、これまでよりも質の高い管理運営のできる、そういう会社が参入していただけることを願っております。よろしくお願いいたします。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第47号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第47号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第7、報告第48号、福生市民会館の指定管理者募集要項及び管理運営業務基準等についてを議題といたします。

公民館長より内容説明をお願いいたします。

公民館長 それでは、日程第7、報告第48号、福生市民会館の指定管理者募集要項及び管理運営業務基準等につきまして御説明いたします。

先の報告第47号の地域体育館と募集の形式、考え方、そして今後の公募のスケジュール等は基本的に同様でございます。福生市民会館指定管理者募集要項(案)をお開き願います。まず募集の趣旨でございます。より一層の市民サービスの向上と効果的・効率的運営を図るため、平成26年4月以降の指定管理者の運営も公募によりまして募集を行います。なお、具体的には、福生市民会館管理運営業務基準(案)をもとに管理運営をしていただきます。

次に、運営の基本方針でございますが、利用者の立場に立って、施設の運営面、管理面の充実を図り、市民とともに文化・芸術活動の振興を図ることを基本方針といたします。

募集に当たりまして、1の対象施設以下18まで具体的に明記しておりますので、主な概略の説明をいたします。施設用途としまして、①大ホール(もくせいホール)、②小ホール(つつじホール)、③集会室等、④その他の施設となっております。

2は、指定管理者が行う管理基準でございます。(1)休館日、(2)

開館時間、※印のところでございますが、指定管理者の提案により市と協議の上変更することができることとしまして、利便性の向上につながる提案にも期待したいと思います。（３）は使用の許可等、（４）は職員の配置基準等を明記してございます。

３は指定管理者が行う業務の範囲でございます。

次に、４の見込まれる収入と管理についてでございますが、（１）指定管理委託料、①指定管理委託料については、提案された要求額をもとに協議の上、会計年度ごと、毎年度予算の範囲内で支払います。このことにつきましては、募集に際しまして上限を提示しませんが、21年度から25年度までの予算と、21年度から23年度までの決算並びに事業の実績の添付資料を示しまして、指定管理者の提案に期待いたします。

続きまして、②は余剰金と修繕料についてでございます。指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、清算による返還は求めません。また、利用料金収入や主催事業収入に不足が生じた場合には、市は補填を行いませんと明記しまして、プラス分もマイナス分も指定管理者側になります。

次に、修繕の関係でございますが、指定管理委託料には修繕に係る費用120万円を含みます。ただし、その執行額が上限額に満たない場合は、当該年度において、その満たない額を市に戻し入れすることとしております。このことにつきましては、これまで25年度までの修繕費を50万円といたしておりましたが、この3年間の平均の修繕費がほぼ120万円ございましたので、今回アップいたしました。ただし、残金は戻していただくこととなります。

次に、（２）利用料金収入、（３）主催事業収入、（４）共催事業収入、（５）独自事業収入があります。（６）は、この指定管理の業務に当たり、専用口座での管理を明記しております。

５の指定管理者と市の役割分担の考え方は、表のとおりまとめてございます。

６は、指定管理者の指定の予定期間を示してあります。

７は、応募資格等で、（１）は団体の条件または除外規定を示しております。（２）は共同企業体による応募について示しております。

８は、応募に必要な書類を挙げております。

９の応募の手続きの日程は、先の報告の地域体育館と同様でございます。

10は指定管理者候補者の選定方法等でございまして、この選定に当たっ



ては、選定審査会にて10月に第一次が書類審査、第二次がプレゼンテーションによりまして審査し、指定管理者候補者を選定いたします。これも地域体育館と同様でございます。

11の選定基準でございますが、選定審査会での選定基準の項目内容でございます。※印が配分点の高い重点項目でございます。

12は、指定管理者の指定、協定の締結、13は、法令の遵守等でございます。

そして、14は、公募スケジュールでございます。応募の手続などは、業務の開始に合わせまして表にしております。これも、先の報告の地域体育館と同様でございます。

次に、15は管理運営準備、16は事業実施状況の監視等でございます。市のモニタリングの方針が昨年10月にできましたので、それに沿って実施いたします。

17は、本募集要項の添付資料、18は、問合せ・申込み先となっております。

恐れ入ります。次に、福生市民会館管理運営業務基準（案）の説明でございます。この管理運営業務基準は、福生市民会館が行う業務の内容及びその範囲を具体的に定めておりまして、募集要項の添付資料としまして詳細に記しております。この内容につきましては、恐れ入りますが、省略させていただきますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

この募集要項と業務基準の説明は以上でございますが、先の報告の地域体育館と同様に、昨日の行政改革推進本部会議で説明を済ませておりまして、今月中に御意見がなければ、この内容で募集とさせていただきますので、御了承よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委 員 長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第48号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長

御異議なしと認めます。よって、報告第48号は報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告事項についてでございます。

事前に御用意されたその他報告事項はないようですが、ほかに報告ございますか。

(「特にございません。」との声あり)

委員長 委員の皆さんからはございますか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって、平成25年第7回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時14分 閉会